

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年 3月19日

日南信用金庫

I. はじめに

当金庫は、平成 11 年 11 月 19 日、預金等の払戻しを停止するおそれがあると判断し、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）」第 68 条第 1 項に基づき、金融再生委員会にその旨の申し出を行い、同日、同法第 8 条第 1 項第 2 号に基づき、同委員会より金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けました。

金融再生法第 13 条では、金融整理管財人は就職後遅滞なく、当金庫がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、金融再生委員会に報告しなければならないと定めております。調査作業については、金融整理管財人のもと直ちに開始し、平成 12 年 2 月に報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、金融再生法第 18 条に基づき行った、当金庫の旧経営陣に対する刑事上、民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II. 旧経営陣に対する責任追及に関する措置について

1.はじめに

日南信用金庫の金融整理管財人は、金融再生法第18条において当金庫の旧経営陣すなわち理事、監事及びこれらの経験者に対する責任追及を行うことが職務とされていることから、就任後直ちに預金保険機構から派遣された実務精通者を中心に内部調査事務局を設置し、精力的に調査を行いました。

この内部調査事務局の調査結果を踏まえ、また民事責任追及については訴訟代理人である弁護士の補助を受け、慎重に検討を重ねました。

当金庫の行った責任追及に必要な措置は、以下のとおりあります。

2. 刑事責任追及について

金融整理管財人は、平成13年1月23日付け及び同年2月21日付けで、宮崎県警察本部及び宮崎地方検察庁に対し、宮川茂則前理事長、石那田勝前常務理事兼融資部長、園田秀信前常勤理事兼本店長及び西村聰元常勤理事兼本店長の4名につき、以下の案件について背任罪で告訴いたしました。

・有限会社大洋不動産案件

回収不能が確実な債務者であるにもかかわらず、十分な担保を徴求するなどの貸付金の回収を確実にする特段の措置を講じないまま貸付を実行（2件合計6000万円）した案件。

なお、平成13年1月23日付け告訴については、同年2月13日、宮崎地方検察庁において、宮川前理事長、石那田前常務理事兼融資部長及び園田前常勤理事兼本店長を宮崎地方裁判所に公判請求。同年2月21日付け告訴については、現在捜査中（平成13年3月16日現在）。

3. 民事責任追及について

金融整理管財人は、内部調査事務局及び弁護士の報告を受け検討し、平成13年3月16日、宮川茂則前理事長、石那田勝前常務理事及び園田秀信前常勤理事の3名に対し、以下の2件の案件につき、総額3億円の損害賠償請求訴訟を宮崎地方裁判所に提起しました。

（1）当金庫元職員の不正行為看過案件

平成10年5月頃、日南信用金庫元職員が長年にわたって繰り返していた不正行為の一部が発覚したにもかかわらず、その時点以降も十分な調査、監視措置等をとらず、同人の不正行為を放置、継続させて損害を拡大させた案件

損害額 2億8330万円
訴額 宮川前理事長につき2億5000万円
石那田前常務理事及び園田前常勤理事につき各2億円
提訴対象者 宮川前理事長、石那田前常務理事、園田前常勤理事

(2) 宮越鉄工所案件

資金繰りが悪化した延滞先債務者に対し、不自然な担保評価の増額などをして融資を継続した案件

損害額 8350万円
訴額 5000万円
提訴対象者 宮川前理事長

(3) 上記案件のうち、当金庫元職員の不正行為看過案件は、旧経営陣の職員に対する監督義務違反（善管注意義務違反）があり、宮越鉄工所案件は融資先企業の返済能力、保全面等で問題があり、決裁権者である宮川前理事長に明らかな善管注意義務違反があり、信用金庫法第35条第1項による損害賠償責任は免れないものと判断し、提訴に及んだものです。

(4) 保全処分

金融整理管財人は、内部調査事務局が行った被告の資産調査に基づき、前記損害賠償請求権を保全するため、被告である宮川前理事長ほか2名がそれぞれ所有する不動産に仮差押命令の申立を行い、平成13年3月15日に宮崎地方裁判所から仮差押決定を得ております。

4. 役員退職慰労金の自主的返還の要請について

当金庫の破綻に伴う経営責任の明確化のため、平成11年6月に退任した旧役員（元専務理事）1名に対して、役員退職慰労金の自主的返還を要請致しました。対象者に対し、金融整理管財人が面談を行い、自主返還を要請した結果、退職金の一部返還を受けました。

5. その他

・当金庫の破綻原因となった元職員の不正事件の捜査状況等について
元職員が、預金の中途解約処理および預金証書の偽造等により、不正を繰返し行った結果、事故金額は約26億円と多額にのぼり、これが当金庫の破綻原因となったものです。

当金庫の旧経営陣は、破綻直前の平成11年11月18日に、元職員を業務上

横領罪で告訴いたしました。

また、当金庫の金融整理管財人としては、就任後内部調査事務局を設置し、直ちに調査を進め、警察にも調査資料を提供する等事件の全容解明に取組んできたところです。

一方、警察において鋭意捜査が進められており、昨年の1月、2月には当金庫の本店、前理事長宅等家宅捜索を行い、現在も背任事件に引続いて捜査中であると聞いておりますが、元職員が死亡していることなどから、現時点では、事件について告発や起訴には至っておりません。

以上